

所有者コード

--	--	--	--	--

還付請求権譲渡通知書

(宛先)
埼玉県自動車税事務所長

年 月 日

譲受人 郵便番号

--	--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--

フリガナ
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号 ()

私(譲渡人)は下記の過誤納還付金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を上記譲受人に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	種 類	年 度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部 熊谷 大宮 所 沢 川 越 川 口 越 谷	自動車税 環境性能割 (旧制度)	年度	1 抹 消 2 二重納付 3 減 免 4 その他 ()
かな			年 月 日

譲渡人 住 所
(納税義務者)
氏 名
電話番号 ()

実印

自税使用欄
住所
氏名
商

切り取り線

※ 「自動車税」は、改正前の地方税法に規定する自動車税種別割を含みます。

※ 「環境性能割(旧制度)」は、改正前の地方税法に規定する自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割をいいます。

○ 添付書類

- 1 譲渡人の「印鑑登録証明書」(原本で発行後6か月以内のもの)
- 2 「登録識別情報等通知書」「輸出抹消仮登録証明書」の写しなど抹消が確認できる書類(抹消の場合)
- 3 「戸籍謄本」「住民票」「登記事項証明書」の写しなど変更の事実が確認できる書類(譲渡人の住所・氏名に変更がある場合)

○ 提出期限(締切日必着) *当該期限日が休日等の場合翌開庁日

- ・ 抹消登録日が 1日~15日まで ⇒ その月の25日
16日~月末まで ⇒ 翌月の10日
- ・ 二重納付 ⇒ 2回目の納付から10日以内
- ・ 減免・課税保留・更正請求 ⇒ 減免、課税保留、更正請求の申請時

○ 注意事項 (必ずお読みください。)

- 1 この通知書を提出すると還付金、過誤納金は譲受人に還付され、納税義務者には還付されませんのでご注意ください。
- 2 譲渡人(納税義務者)は、個人、法人とも必ず実印(登録印)を押印してください。
- 3 譲渡人(納税義務者)に未納の徴収金がある場合、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。
- 4 納税義務者(個人)死亡の場合、相続人が譲渡人となります。納税義務者の除籍と相続人の相続権が確認できる戸籍謄本(抄本)を添付してください。
- 5 複数の種類及び年度の税金の還付を受ける場合には、種類別かつ年度別に1通ずつ作成してください。
- 6 譲渡人の住所や氏名に変更がある場合には、必ず変更が確認できる書類を添付してください。「添付書類」欄参照。

提出先 (郵送の場合は、直接、自動車税事務所(さいたま市大宮区下町3-8-3)あて送付してください。)

埼玉県自動車税事務所	〒330-0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	TEL 048(658)0225
大宮支所	〒331-8580	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0600
熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御稜威ヶ原701-5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼690-1	TEL 04(2998)1321
春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	TEL 048(763)4111